

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 号
件 名	市民病院は適正な予算執行を行うよう改善を求めることについて
要 旨	<p>資料，弁護士費用年度別支払額一覧には，平成 27 年から法律相談に関する報酬が計上されていますが，これは従来，病院職員が保険会社のアドバイスを受けるなどして，みずから実施していたもので，経費削減の観点から必要のない経費です。</p> <p>また，資料，平成 29 年度新潟市病院事業会計当初予算概要の支出の経費の項目の中に，法律相談に関する報酬が含まれていますが，新たな支出項目の予算を議会に諮る場合は，その内容を資料に掲載し，説明しなければなりません。</p> <p>以上のことから，次のことについて陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経費節減に努めること。 2 新たな予算を計上する際は，その内容を資料に掲載し，議会に説明すること。
付 託 年月日 委員会	<p>令和元年 9 月 13 日</p> <p style="text-align: center;">第 1 項 第 2 項</p> <p style="text-align: right;">} 市民厚生常任委員会</p>
受 理	令和元年 8 月 30 日 第 278 号